

熊本県指定有害動植物等総合防除計画

令和6年3月

熊本県

目次

1 . 計画策定の趣旨と位置づけ	1
2 . 指定有害動植物等の総合防除の実施に関する基本的な事項	2
3 . 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容	3
対象植物を定めないもの	5
いね	7
むぎ	13
果樹	14
野菜	23
いも類	47
豆類	49
茶	51
花き	54
いぐさ	57
4 . 法第 24 条第 1 項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項	58
5 . 指定有害動植物等の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項	62
6 . その他必要な事項	63

1. 計画策定の趣旨と位置づけ

近年、温暖化等による気候変動を背景として、病虫害の発生量の増加、分布域の拡大、発生時期の早期化及び終息時期の遅延等、病虫害の侵入・まん延リスクが高まっており、農業生産の現場への影響が懸念されている。また、薬剤抵抗性の発達した病虫害が発生及びまん延し、従来の防除体系では防除が困難となっている事例が報告されている。

このような中、国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、総合的病虫害管理体系の確立・普及等を図ることに加え、「2050年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目指す。」等の目標を掲げた。

さらに、国では、病虫害のまん延防止や有害動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）を一部改正し、「指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（令和4年11月15日農林水産省告示第1862号。以下「基本指針」という。）」を策定した。また、法において、都道府県知事は、基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（以下「総合防除計画」という。）を定めるものとされた。

本計画は、総合防除の普及・推進を目的として、法第22条の3第1項に基づき指定有害動植物のうち本県で防除措置を講じる必要がある有害動植物のほか、その他防除指導が必要な指定外の有害動植物について策定するものである。

なお、国は少なくとも5年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは変更するとしていることから、本計画は国による「基本指針」の見直しを踏まえ、必要に応じて改定を行うこととする。

指定有害動植物とは

法第22条第1項において、「有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な被害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するもの」と定義されている。

2. 指定有害動植物等の総合防除の実施に関する基本的な事項

法第22条の3第2項第1号に基づき、指定有害動植物等の総合防除の基本的な考え方を以下のとおり定める。

これまで、本県においては、人の健康に対するリスクと環境への負荷の軽減を目的として、「総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）」に関して、主要な農産物23品目についてIPM実践指標を策定し、取り組みを進めてきたところである。

IPMは、予防、判断及び防除の各段階において、利用可能な全ての防除技術（耕種的・生物的・物理的・化学的防除）について経済性を考慮しつつ、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講ずることを基本としている。改正植物防疫法に定義される総合防除とIPMについて、病害虫防除に対する基本的な考え方が変わることはないが、今後は、本計画に基づき、病害虫の発生の予防に重きを置き、気象や農作物の生育状況等を踏まえて病害虫の発生を予測し、その発生状況に応じて必要な防除措置を講じる「総合防除」を基本として、広く農業者に対して環境にやさしい持続的な農業の普及・推進を図るものとする。

総合防除の実施に関する基本方針

(1) 発生予察に基づく効率的な病害虫防除の推進

迅速で的確な発生予察情報の提供を行い、発生予察情報に基づく適期防除と効率的な防除を推進する。

(2) 環境保全に配慮した防除の推進

発生予防に重きを置いた総合防除を推進することにより、農作物の安全性確保と環境負荷の低減を図る。併せて、有用生物に影響の少ない農薬の普及を推進し、有用生物の危害防止を図る。

(3) 農薬安全使用の推進

安全安心な農作物の生産、農薬使用者の安全確保のため、農薬使用者に対し、使用基準や使用上の注意事項・保管管理など農薬の取り扱いに関する基本事項を遵守し、周辺住民や有用動植物等環境への被害防止を徹底するなどの指導を行い、農薬安全使用を推進する。

3. 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

本計画に定める総合防除の対象とする指定有害動植物等は、本県における発生状況等の実情を踏まえ、農林水産大臣が指定する指定有害動植物のうち108種と指定外の有害動植物8種の計116種とする。

指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容は、別表2に記載するものに加え、毎年度策定する「熊本県病害虫・雑草防除指針」に具体的な技術の内容を記載する。

(別表1) 本計画に定める総合防除の対象とする指定有害動植物等

分類	寄主植物または宿主植物	指定有害動植物等 *：指定外の有害動植物
対象植物を定め ないもの		【5種】オオタバコガ、コナガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ、ヨトウガ
いね	いね	【14種】イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、コブノメイガ、スクミリンゴガイ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビロウンカ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウンカ(縞葉枯病)、いもち病、白葉枯病、ばか苗病、紋枯病
むぎ	むぎ	【3種】赤かび病、うどんこ病、さび病類
果樹	対象植物を定め ないもの	【1種】果樹カメムシ類
	かき	【4種】アザミウマ類、カイガラムシ類、カキノヘタムシガ、炭疽病
	かんきつ	【8種】アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、ミカンサビダニ、カイガラムシ類*、かいよう病、黒点病、そうか病
	なし	【9種】アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ハダニ類、ハマキムシ類、ニセナシサビダニ、赤星病、黒星病、黒斑病
野菜	アスパラガス	【1種】アザミウマ類
	いちご	【7種】アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類、うどんこ病、炭疽病、灰色かび病
	キャベツ	【4種】アブラムシ類、モンシロチョウ、菌核病、黒腐病
	きゅうり	【12種】アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類、うどんこ病、褐斑病、炭疽病、灰色かび病、斑点細菌病、べと病、黄化えそ病*、退緑黄化病*
	すいか	【3種】アブラムシ類、コナジラミ類*、退緑えそ病*

	だいこん	[1種]アブラムシ類
	トマト	[9種]アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、うどんこ病、疫病、黄化葉巻病、すすかび病、灰色かび病、葉かび病
	なす	[6種]アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、うどんこ病、すすかび病、灰色かび病
	はくさい	[1種]アブラムシ類
	ピーマン	[2種]アブラムシ類、うどんこ病
	ほうれんそう	[1種]アブラムシ類
	メロン	[2種]コナジラミ類*、退緑黄化病*
	レタス	[3種]アブラムシ類、菌核病、灰色かび病
いも類	さつまいも	[2種]ナガジロシタバ、基腐病
	さといも	[1種]アブラムシ類
	ばれいしょ	[2種]アブラムシ類、疫病
豆類	だいず	[3種]吸実性カメムシ類、マメシンクイガ、紫斑病
茶	ちゃ	[7種]アザミウマ類、カイガラムシ類、チャノホソガ、チャノミドリヒメヨコバイ、ハダニ類、ハマキムシ類、炭疽病
花き	きく	[4種]アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、白さび病
いぐさ	いぐさ	[1種]イグサシンムシガ*

(別表2) 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

(総論)

・ 土壌診断に基づく適正な施肥管理、たい肥や緑肥等の活用による土作り、土壌の排水性改善、土壌や培地の消毒、健全な種苗、抵抗性品種の使用、有害動植物の発生源(雑草、作物残さ等)の除去、輪作・間作・混作、防虫ネットや粘着シート等の設置等により、有害動植物が発生しにくい生産条件を整備する。

・ ほ場内を見回り、又は必要に応じて粘着シート等を設置し、有害動植物の発生や被害状況を把握するとともに、熊本県が発表する発生予察情報や過去の有害動植物の発生動向、作物の生育状況や気象予報等を踏まえて、防除の要否及び防除時期を判断する。

・ 防除に当たっては、化学農薬のみに依存せず、有害動植物の発生部位や発生株を適切に除去及び処分するとともに、天敵等の生物農薬や天然物質由来の農薬を含めた、多様な防除方法を活用する。

・ 作物の生育及び有害動植物の発生状況に合わせ、有害動植物の被害を確実に

抑えながら、薬剤の使用が最小限となるよう、使用基準（希釈倍数、使用液量、使用時期等）に従って農薬を適正に使用する。

- ・薬剤散布を実施する場合には、飛散しにくい剤型や散布ノズルの使用、緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置など、適切な飛散防止措置を講じる。
- ・化学農薬を使用する場合には、個々の薬剤の効果特性を理解し、土着天敵や訪花昆虫への影響が小さい薬剤や選択性のある薬剤の使用により、土着天敵や訪花昆虫の保護に努める。
- ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。
- ・農薬散布後は散布器具、タンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水を適切に処理し、河川等に流入しないようにする。
- ・使用した薬剤の名称、使用年月日、使用場所、使用量、散布方法等を作業日誌として記録する。

品目	指定有害動植物等	総合防除の内容
対象植物を定め ないもの	オオタバコガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄生果を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。
	コナガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵や若齢幼虫が寄生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
シロイチモ ジヨトウ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
ハスモンヨ トウ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
ヨトウガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。

〇いね
<p>【一般事項】</p> <p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けい畔、農道及び休耕田の除草等を行い、越冬している有害動植物を駆除するこ

とにより、有害動植物の密度低下を図る。

- ・翌年の多年生雑草の発生を抑制するため、収穫後は早期に耕起する。
- ・土壌診断を行い、適正な施肥管理を行う。
- ・ケイ酸質肥料の施用により、植物体を固くする。
- ・常発する有害動植物に対して、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を使用する。
- ・種子の更新等により、無病種子を使用する。
- ・塩水選により、健全な種もみを選別する。
- ・種もみを種子消毒(温湯浸漬、薬剤処理等)する。
- ・品種の特性に応じた適正な種量、育苗施肥量等を守り、健全な苗の育成に努める。
- ・平年の有害動植物の発生状況や発生予察情報を基に、必要に応じて育苗箱処理剤を施用する。
- ・有害植物の発生が認められた苗を速やかに処分する。
- ・代かきを丁寧に行い、田面を均平にする。
- ・健全な苗を選抜し、移植する。
- ・品種に応じた適切な密度又は本数で移植する。
- ・発病が認められた苗を、採種ほ場の周辺に移植しない。

【判断、防除に関する措置】

- ・熊本県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ・けい畔の整備、あぜ塗り等により漏水を防止し、農薬の効果低減の防止及び水質汚濁の防止を図る。

品目	指定有害動植物等	総合防除の内容
いね	イネドロオイムシ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物の越冬源や繁殖源となる、ほ場周辺、けい畔等のいね科雑草を除草する。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等により発生量を確認し、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。
	イネミズゾウムシ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・越冬成虫の発生盛期を避けて移植する。 ・深水を避け、根を健全に保つため浅水管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
コブメイガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生量の年次間差が大きいことから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
スクミリンゴガイ	<p>未発生ほ場の場合</p> <p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路を介した侵入を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。 ・未発生の水田へ、本指定有害動植物を除草目的等で持ち込まない。 ・発生ほ場での作業後には農機具を洗浄し、未発生ほ場への土壌を介した侵入及びまん延防止に努める。 <p>発生ほ場の場合</p> <p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗の移植前(春季)又は収穫後(秋季)に石灰窒素を施用する。 ・冬季に耕起を実施する。 ・冬季に水路の泥上げを実施する。 ・水路を介した侵入及びまん延を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。 ・食害を受けにくい中苗又は成苗を移植する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗の移植期前に水田や水路の成貝を捕殺するとともに、卵塊を水中に落とす。 ・苗の活着期から生育初期まで、ほ場及び水路で成貝を捕殺する。 ・適期(苗の移植期まで)の薬剤散布を実施する。 ・苗の移植後3週間まで、本指定有害動植物の行動を抑制するために、ほ場を均平にし、水深1cm以下の浅水管理を実施する。

セジロウ ンカ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、本指定有害動植物の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
ツマグロ ヨコバイ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への本指定有害動植物の侵入を防ぐ。 ・けい畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株を粉碎し、ゆっくり深く耕起し、十分にすき込む。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、ほ場への侵入時期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
トビイロ ウンカ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・本指定有害動植物が定着しやすい時期を避けるよう、移植時期を前後にずらす。 ・密植や過繁茂とならないよう、栽植密度(植付け本数及び植付け間隔)を調整する。 ・水管理について、数日間隔で湛水及び落水を繰り返す。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、本指定有害動植物の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等

	<p>を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布を行う場合には、薬液が株元まで十分届くよう、丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、薬剤抵抗性が確認されている薬剤を使用しない。 ・坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早めて、倒伏等の被害が拡大しないよう努める。
斑点米カ メムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出穂2週間前までに、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 ・けい畔にグランドカバープランツを植栽することにより、いね科雑草の減少を図る。 ・水田内のノビエやイヌホタルイを除草する。 ・近隣地域のほ場における収穫後に、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、出穂期から適期に薬剤散布等を実施する。
ヒメトビ ウンカ (縞 葉枯 病)	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・けい畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への本指定有害動植物の侵入を防ぐ。 ・縞葉枯病感受性品種を使用する場合には、本指定有害動植物のほ場への飛込み時期の移植を避ける。 ・再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。 ・冬季に、本指定有害動植物の越冬場所となる、けい畔、農道及び休耕田のいね科雑草を除草する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植直後から本指定有害動植物の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
いもち病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穂いもちの発生ほ場では、自家採種を行わない。 ・抵抗性品種を使用する。 ・無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒(温湯浸漬、薬剤処理等)する。 ・補植用の取置苗は本指定有害動植物の発生源となることから、早期に除去する。(葉いもち) ・山間部では、冷水かんがいにならないよう留意する。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を抜き取る。(苗いもち) ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。(葉いもち及び穂いもち) ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。
白葉枯病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・排水路の整備により、浸冠水及び深水を避ける。 ・露があるときには、発生ほ場内に入らない。 ・冬季に、本指定有害動植物の越冬源となるけい畔、水路等の雑草を除草する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・常発地域及びほ場では、浸冠水や台風の直後に薬剤散布を実施する。
ばか苗病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒(温湯浸漬、薬剤処理又は温湯浸漬及び微生物農薬による浸漬処理)する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱等の農業用資材を消毒する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗時に発病株を抜き取る。 ・ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生を認め た場合には、速やかに抜き取り、処分する。
紋枯病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過繁茂にならないよう留意する。 ・代かき後に、けい畔沿い等の田面の浮遊物を除去する。 ・けい畔、水路等の雑草を除草する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。

○むぎ

【一般事項】

【予防に関する措置】

・窒素過多を避ける。

品目	指定有害動植物等	総合防除の内容
むぎ	赤かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・倒伏防止に努める。 ・収穫後は速やかに乾燥作業を実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、適期の薬剤散布等を実施する。 ・降雨等の天候不順が続く場合には、追加の薬剤散布を実施する。
	うどんこ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・発病株の残さやこぼれ麦が次期作の伝染源となることから、適切に処分する。 ・遅まきを避ける。 ・適正な種量を守る。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努める。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を

	避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
さび病類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素肥料の過用や晩期の追肥を避ける。 ・発病株の残さやこぼれ麦は次期作の伝染源となることから、適切に処分する。 ・適期には種する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等に基づき、防除適期や薬剤散布等の要否を判断する。

○果樹
<p>一般事項</p> <p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。 ・園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する有害動植物及び土着天敵を把握する。 ・間伐、縮伐、整枝又はせん定により園地や樹冠内部の風通し・採光を良好にし、有害動植物が発生しにくい環境を作るとともに、防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。 ・樹勢や根の活性を良好に保ち、有害植物の発生しにくい樹体とするため、土壌診断の結果や樹の生育状況を踏まえた適正な施肥管理を行う。 ・胴腐らの早期発見及び次期作における有害動物の発生軽減のため、冬季に粗皮削りを実施する。削りくずは、集めて適切に処分する。 ・越冬する有害動物の抑制のため、産卵又は越冬できる環境(バンド巻き)を作り出し、集まった有害動物を処分する。 ・次期作における有害動植物の発生源となる落葉、枯れ草、せん定した枝等を速やかに収集し、園地外へ搬出し、土中に埋める等により、適切に処分する。 ・種子で増殖する雑草の発生を少なくするため、結実前に除草を実施する。 ・性フェロモン剤が利用可能な有害動物に対しては、交信かく乱による密度抑制を図る。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害動植物の発生部位(枝、葉、花、果実等)を除去し、園地外へ搬出し、適切に処分する。なお、除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する。

<ul style="list-style-type: none"> ・樹冠下の下草管理として、機械除草、マルチの敷設による抑草、草種等を考慮した除草剤施用を行う。 ・熊本県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。 		
品目	指定有害動植物等	総合防除の内容
対象植物を定めな	果樹カメムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生が多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網の設置や袋掛けを行う。 ・施設栽培では、防虫ネット等で施設開口部を覆うことにより、侵入防止を図る。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物の発生量や発生時期は、地域や園地で差があることから、発生予察情報を参考に、飛来のタイミングに合わせ(主に夕方)、園地内の見回り等を実施する。 ・すぎ林やひのき林の隣接園では、被害が多いことから特に発生状況に留意する。 ・果実肥大期から成熟期まで加害が続くことから、飛来が確認された園地では薬剤散布等を実施する。 ・防虫ネット等の設置や袋掛けを行わない樹種の場合、地域一斉に薬剤散布を実施すると防除効果が高まる。
かき	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・株元に光反射シートのマルチを敷設する。なお、樹冠専有面積が大きいと効果がなくなることに留意する。 ・主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する。(チャノキイロアザミウマ) ・園地周辺の放任の茶樹を適切に管理する。(チャノキイロアザミウマ) <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域で

		は使用しない。
カイガラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、本指定有害動植物が寄生していない健全な苗木を使用する。 ・冬季に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・本指定有害動植物の発生が認められない場合には薬剤散布を控え、土着天敵の保護に努める。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・果実とへたの間など、薬液が付着しにくい部位への寄生が多いことから、薬剤散布を行う場合には、丁寧に散布する。(フジコナカイガラムシ) 	
カキノヘタムシガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害果を速やかに除去し、適切に処分する。 ・園地の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。 	
炭疽病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地が過湿にならないよう、排水対策を実施する。 ・本指定有害動植物は強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。 ・窒素肥料の過用を避け、枝梢の充実を図る。 ・せん定時に病斑のある枝を除去し、園地外に持ち出し、適切に処分する。 ・本指定有害動植物はカメムシ類の吸汁痕から感染しやすいと考えられることから、カメムシ類の防除に努める。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・台風等による強風雨の後には、薬剤散布を実施する。
かんきつ	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する。(チャノキイロアザミウマ) ・園地周辺の放任の茶樹を適切に管理する。(チャノキイロアザミウマ) ・株元に光反射シートのマルチを敷設する。(チャノキイロアザミウマ) ・施設栽培では、施設内への侵入防止のため、施設開口部に防虫ネットや光反射資材による被覆を行う。また、施設周辺へ白色透湿性シートを敷設する。(ミカンキイロアザミウマ) ・施設栽培では、紫外線除去フィルムを使用する。(ミカンキイロアザミウマ) <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・アザミウマの種類により薬剤の防除効果が異なる場合があることから、発生種を確認する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。土着天敵の発生が多い場合には、薬剤の散布を控える。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による被害部位の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を

	<p>避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、ワタアブラムシは薬剤抵抗性の発達が著しいことから、薬剤の選択に注意する。
ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では紫外線除去フィルムを使用する。 ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・天敵農薬を活用する。 ・土着天敵を活用するため、他の有害動物の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・抵抗性個体の出現を少なくするため、共同防除又は一斉防除を推進し、年間の薬剤散布回数を少なくする。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ミカンサビダニ	<p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年に被害が確認された園地や、春先から初夏まで少雨であった場合には、被害が早い時期から発生するおそれがあることから、早期発見に努める。 ・高温乾燥が続く場合や銅剤を散布した園地では、本指定有害動植物の発生が助長されるおそれがあることに留意し、薬剤散布の実施を検討する。
カイガラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、本指定有害動植物が寄生していない健全な苗木を使用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当た

	<p>ることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・薬剤散布を行う場合には、樹冠内部や枝葉の間にも丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。
かいよう病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の日照を良好に保つ。 ・本指定有害動植物は強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。 ・ミカンハモグリガの被害痕は、本指定有害動植物の感染を助長することから、ミカンハモグリガの防除に努める。 ・窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。 ・品種により発病程度に差があることから、常発園地では抵抗性品種を栽植する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布は、発芽1か月前から春葉展葉終了時までのほか、台風の前後に実施する。
黒点病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の日照を良好に保つ。 ・伝染源となる枯れ枝をせん定し、園地外に持ち出し、適切に処理する。 ・切り株は感染源となることから、拡散を防ぐために伐根し、又は袋をかぶせる。 ・老齡樹を更新する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・雨が多く本指定有害動植物の多発生が予想される場合には、特に梅雨期の防除を徹底する。 ・降雨直後の樹体が濡れた状態での薬剤散布を避け、樹体が乾

		<p>いた後に散布を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布後の積算降雨量を次回散布の目安とする。
	そうか病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の日照を良好に保つ。 ・窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。 ・本指定有害動植物は強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・展葉初期から入梅期までにかけて薬剤散布を実施する。
なし	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵越冬するナシアブラムシは展葉直後から葉を巻き始めるが、葉を巻き始めると防除効果が落ちることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、発生初期の開花期前から薬剤散布等を実施する。 ・展葉期の防除に重点を置く。 ・展開葉を次々に巻いてその中に寄生することから、浸透移行性薬剤の散布が有効である。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	カイガラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、本指定有害動植物が寄生していない健全な苗木を使用する。 ・寄生の多い枝は、せん定時等に除去し、適切に処分する。 ・冬季に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・薬液の付着しやすい樹形作りに努める。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に

	<p>薬剤散布を実施する。</p>
シンクイムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要な徒長枝はナシヒメシンクイの寄生場所になることから、切除する。 ・冬季に表土を耕起し、越冬繭を死滅させる。 ・交信かく乱剤を越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で施用することで効果が高まる。 ・袋掛けを実施する。 ・受粉樹に残っている果実は、本指定有害動植物の発生源となることから、速やかに除去する。 ・有袋栽培の場合には、袋の掛けもれ果を除去し、適切に処分する。 ・なし園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する。(ナシヒメシンクイ) <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・天敵農薬を活用する。 ・土着天敵を活用するため、他の有害動物の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ハマキムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で交信かく乱剤を使用する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・受粉時に巻葉内の越冬幼虫を捕殺する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布等を実施する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ニセナシ サビダニ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新梢が二次伸長しないよう、適正な施肥管理に努める。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・徒長枝先端の葉や枝に寄生する機会が多いことから、薬剤散布を行う場合には、その部位に薬液が付着するよう、丁寧に散布する。 ・高温及び乾燥した年に発生が多い。また、前年発生した園地では翌年も発生する傾向にあることから、新梢伸長期に薬剤散布等を実施する。
赤星病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺へのびやくしん類の栽植を避ける。 ・袋掛けを実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を実施する。 ・感染期においては、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
黒星病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培や雨よけ栽培の導入を検討する。 ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・袋掛けを実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病果や発病葉、発病りん片(芽基部、果そう基部等)等を見つ次第摘除し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等

	<p>を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期防除に重点を置き、開花前から梅雨期までにかけて重点的に薬剤散布を実施する。 ・越冬菌密度を少なくするため、秋季防除を徹底する。
黒斑病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・萌芽期から開花までに、塗布剤による枝病斑の封じ込めを実施するとともに、病芽を除去し、園地外で適切に処分する。 ・早期の袋掛けを実施する。 ・被覆園地では換気を十分に行い、湿度を下げる。 ・人工授粉後に気温が高い場合には、雌しべ感染が多くなるおそれがあることから、摘果の際に雌しべを摘んで除去する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・小袋掛け前及び梅雨期に、薬剤の散布を重点的に実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

○野菜

一般事項

【予防に関する措置】

- ・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水はけの悪いほ場に作付けする場合には、高畝とする等、排水対策を実施する。
- ・同一ほ場での連作は避け、輪作を行う。間作や輪作作物として、土壌中の有害動植物の密度を低下させる作物(対抗植物)を栽培する。
- ・健全な種苗を使用する。
- ・有害動植物の発生を予防するため、作型と品質を考慮しながら、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を選択する(台木を含む。)
- ・育苗においては、有害動植物に汚染されていない培土や資材を用いる。また、前作で有害動植物の発生が認められていない育苗ほ場を選択する。
- ・健全な育苗のために、適正な種量や施肥量を遵守し、高温多湿を避ける。

- ・ほ場には、健全な苗のみを定植する。
 - ・防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への有害動物の侵入を防止する。有害動物の発生が認められた場合には、早期に防除する。
 - ・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする有害動物の飛込みを抑制するため、ほ場周辺の雑草の防除に努める。
 - ・べたがけ資材、防虫ネット、マルチ等を使用し、有害動物の飛来、産卵及び蛹化を防ぐ。
 - ・施設栽培においては、LEDライト、紫外線除去フィルム、防虫ネット、粘着シート等の使用により、有害動植物の施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。
 - ・施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする有害動物に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。
 - ・土壌からの有害植物の伝染を防止するため、マルチの敷設を行う。
 - ・土壌伝染性の有害動植物の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、有害動植物の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う。
 - ・土壌伝染性の有害植物や有害動物(線虫)の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒(土壌還元消毒、熱利用土壌消毒等を含む。)を実施する。
 - ・土壌診断に基づく適正な施肥、土壌pHの矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝、施設内が高温・多湿にならないための適正なかん水及び換気、有害植物の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。
 - ・雑草抑制のため、マルチ等により、畝面、通路等の全面を被覆する。利用可能であれば、生分解性マルチ、再生紙マルチ等を使用する。
 - ・次期作における有害動植物の発生及び伝染源となることから、栽培終了後の作物残さを適切に処分する。
 - ・有害植物の伝染を防止するため、管理作業に使用するはさみ、手袋等をこまめに消毒する。
 - ・雑草や土壌伝染性の有害動植物の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄及び消毒する。
 - ・細菌病の発生を抑制するため、降雨直後の管理作業を避ける。
 - ・大規模産地又はほ場では、地域全体で性フェロモン剤を処理し、交信かく乱による地域全体の有害動物の発生密度抑制を図る。
 - ・種子処理剤又は育苗期若しくは定植時に使用可能な薬剤を施用する。
- 【判断、防除に関する措置】

- ・熊本県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ・防除の要否、防除時期の判断材料とするため、土着天敵の発生・定着状況を定期的に確認する。
- ・生物農薬を活用する。
- ・発病葉、発病果、寄生果等を放置せず、ほ場外で適切に処分する。
- ・ウイルス病、細菌病など回復が困難な有害植物による発病株を発見した場合には、早急に抜き取って、ほ場外で適切に処分する。
- ・作物残さは有害動植物の発生及び伝染源となることから、速やかに適切に処分する。

品目	指定有害動植物等	総合防除の内容
アスパラガス	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
いちご	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了時に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・発生初期に、薬剤散布を重点的に実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土着天敵を活用する。 ・生物農薬を活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
コナジラミ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密度低減のため、幼虫が寄生している下葉を除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・密度が高まると防除が難しくなることから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗の二酸化炭素くん蒸を実施し、又は育苗床での防除を徹底する。 ・新葉の展開に伴い、不要な下葉を除去する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・気門封鎖剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
うどんこ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・茎葉の過繁茂を避けるため、摘葉を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。

	<p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・紫外線(UV - B)ライトを活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
炭疽病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避ける。 ・親株には、未発生ほ場で育てた健全な苗を使用する。 ・育苗中は、雨よけ育苗や底面給水を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発病を確認してからの防除は困難であることから、発生予察情報を参考に、発病前から定期的に薬剤散布を実施する。 ・発生状況に応じて、土壌消毒を実施する。
灰色かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。敷わら又はマルチの敷設により、果実が地表面に接触しないようにする。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枯死葉、老化葉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使

		用しない。
キ ャ ベ ツ	アブラム シ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	モンシロ チョウ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ・ヘアリーベッチ、大麦等を使用したりピングマルチの活用により、密度抑制を図る。 ・ほ場周辺の雑草(特にあぶらな科雑草)の防除に努める。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等に基づき、若齢幼虫時に薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	菌核病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿主植物の連作及び輪作を避ける。 ・密植を避け、風通しを良くし、過湿状態にならないようにする。 ・窒素過多を避ける。 ・田畑輪換や夏季の湛たん水処理により、菌核を死滅させる。 ・天地返し等で菌核を土中深くに埋め込む。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・前年の発生状況や本年の気象等から発生が多くなると予想される場合には、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、結球開始期から薬剤散布等を実施する。 ・地際部を重点的に、薬剤散布を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。

	黒腐病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種子消毒を行う。 ・雨よけ施設で育苗する。 ・あぶらな科作物の連作を避ける。 ・地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。 ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・有害動物の食害痕からの本指定有害動植物の侵入を防ぐため、有害動物の防除も徹底する。 ・中耕作業によって生じる傷口は本指定有害動植物の侵入口となることから、発生ほ場では中耕作業を控え、又は株際の中耕作業を避け、植物体をなるべく傷つけないよう留意する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・降雨が予想される場合、又は強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。
き ゆ う り	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・作物残さを適切に処分する。
アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
コナジラミ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。

	<p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
うどんこ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
褐斑病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・施設内の換気をこまめに行い、通路にわら、もみ殻等を敷くことにより、高温・多湿を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さら

	に、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
炭疽病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・マルチの敷設により、地表面からの本指定有害動植物の跳ね返りを防止する。 ・窒素過多を避ける。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・多雨時に発病が多いことから、ほ場の見回り等に基づき、薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
灰色かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするため、密植を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、紫外線除去フィルムや防消滴フィルムを活用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・発病葉、発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
斑点細菌病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌水分の多いほ場で発生が多いことから、土壌水分を適正に維持する。 ・はさみ等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・健全な種子を使用する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避ける。 ・マルチの敷設により、地表面からの本指定有害動植物の跳ね返りを防止する。 ・発病ほ場では、ほ場をかん水した後、透明のポリマルチを被せることによる太陽熱消毒も活用する。 ・うり科作物との輪作を避ける。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
べと病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な苗を使用する。 ・マルチの敷設を行う。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・露地栽培では、雨よけを行う。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・施設栽培においては、換気を十分に行い、過湿防止に努める。 ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・露地栽培では、降雨後に多く発生することから、降雨の前後に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
黄化えそ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病原ウイルスを媒介するミナミキイロアザミウマの防除を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ミナミキイロアザミウマの無寄生苗を使用する。 ・ミナミキイロアザミウマの発生源となるほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・防虫ネット、粘着シート等の活用により、施設内へのミナミキイロアザミウマの侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や作物残さの適切な処分を行う。 <p>【発生、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、圃場の見回り等に基づき、適期にミナミキイロアザミウマの防除を実施する。 ・発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。
	退緑黄化病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病原ウイルスを媒介するタバココナジラミの防除を行う。 ・タバココナジラミの無寄生苗を使用する。 ・タバココナジラミの発生源となるほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・防虫ネット、粘着シート等の活用により、施設内へのタバココナジラミの侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や作物残さの適切な処分を行う。 <p>【発生、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、圃場の見回り等に基づき、適期にタバココナジラミの防除を実施する。 ・発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。
す い か	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布

	<p>等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
コナジラミ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
退緑えそ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病原ウイルスを媒介するタバココナジラミの防除を行う。 ・タバココナジラミの無寄生苗を使用する。 ・タバココナジラミの発生源となるほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・防虫ネット、粘着シート等の活用により、施設内へのタバココナジラミの侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や作物残さの適切な処分を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期にタバココナジラミの防除を実施する。 ・発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。

だ い こ ん	アブラム シ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ト マ ト	アザミウ マ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・マルチの敷設により土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・生物農薬を活用する。 ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	アブラム シ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響

	<p>を与えることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
コナジラミ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
うどんこ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風通しを良くするため、密植及び過繁茂を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 <p>【判断、防除に関する措置】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤防除を実施する。
疫病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・早朝の加温、換気、マルチの敷設等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・雨よけ栽培を行う。 ・輪作を実施する。 ・敷わら又はマルチの敷設により、土が跳ね上がらないようにする。 ・窒素過多を避ける。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉及び発病果を速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
黄化葉巻病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・本指定有害動植物を媒介するタバココナジラミの防除を行う。 ・タバココナジラミの無寄生苗を使用する。 ・タバココナジラミの発生源となるほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・防虫ネット、粘着シート等の活用により、施設内へのタバココナジラミの侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や作物残さの適切な処分を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タバココナジラミの防除に当たっては、生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期にタバココナジラミの防除を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。
すすかび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、換気やかん水量に注意する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
灰色かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、防曇・流滴性シートを活用する。 ・マルチの敷設により、地表面からの本指定有害動植物の伝染を防止する。 ・幼果に残った花卉又は病斑部をできるだけ取り除き、ほ場外に持ち出し、適切に処分する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
葉かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・種子消毒を行う。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 ・過度のかん水及び密植を避ける。 ・マルチ内へのかん水の実施や、通路にもみ殻を敷く。 ・発生ほ場で使用した農業用資材の消毒を行う。

		<p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発病茎葉は本指定有害動植物の伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
な す	アザミウ マ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、紫外線除去フィルムを使用する場合には、果皮の着色不良が生じるおそれがあることに留意する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	アブラム シ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐ。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、紫外線除去フィルムを使用する場合には、果皮の着色不良が生じるおそれがあることに留意する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・土着天敵の保護及び活用のため、障壁作物を栽培する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、土着天敵への影響が小さい薬剤や、選択性のある薬剤を使用し、土着天敵を保護する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐ。 ・施設内温度が高いほど増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。 ・発生施設では、栽培終了後に施設を密閉し、蒸込み処理を行い、施設外への分散を防止する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
うどんこ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の宿主植物の除去を実施する。 ・風通しを良くするために、密植を避け過繁茂にならないよう、施肥管理を行うとともに、適正な整枝及び摘葉に努める。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
すすかび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植及び過湿を避け、窒素過多にならないよう、適正な施肥管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。特に中・下位葉の葉裏に発病しやすいことに留意し、観察する。 ・作物残さを適切に処分する。
	灰色かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・花弁を速やかに除去し、果実での発病を防ぐ。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発病茎葉や発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
はくさい	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結球内部に寄生すると防除が難しくなるとともに、品質の低下を招くおそれがあることから、結球前の防除を徹底する。 ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

ピーマン	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ、シルバーテープ又は紫外線除去フィルム(施設栽培)を設置する。 ・施設栽培では、施設開口部を防虫ネットや寒冷紗により被覆する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	うどんこ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・過繁茂を避け、日当たり及び風通しを良好に保つ。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、水管理に留意する。 ・窒素過多を避ける。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
ほうれんそう	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・露地栽培では、は種時から幼苗期頃まで、不織布をべたがけする。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培では、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
メ ロ ン	コナジラミ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
	退緑黄化病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病原ウイルスを媒介するタバココナジラミの防除を行う。 ・タバココナジラミの無寄生苗を使用する。 ・タバココナジラミの発生源となるほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・防虫ネット、粘着シート等の活用により、施設内へのタバココナジラミの侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や作物残さの適切な処分を行う。 <p>【発生、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、圃場の見回り等に基づき、適期にタバココナジラミの防除を実施する。 ・発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。
レ タ ス	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバ

	<p>テープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により施設内への侵入を防止する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
菌核病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿主植物の連作及び輪作を避ける。 苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗床での薬剤散布を実施する。 ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 雨よけ栽培を行う。 施設やトンネル栽培では、低温・多湿にならないよう、換気に留意する。 マルチ栽培を行い、子のう胞子の飛散を抑制する。 施設栽培においては、紫外線除去フィルムを使用する。 夏季に湛水処理を行う。 栽培終了後は、発病株や作物残さをほ場に残さず、速やかに適切に処分する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発病株は菌核が形成される前に速やかに除去し、ほ場内に放置せず適切に処分する。 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
灰色かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多湿条件下で発生しやすいことから、密植栽培を避け、施設栽培での暖房機の積極的な稼働や、全面ポリマルチの敷設等により、湿度低下に努める。 降雨等で地下水水位が例年より高いほ場では、特に注意する。 株間の湿度低下のため、畝内や株元の除草に努める。 施設栽培においては、紫外線除去フィルムを使用する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・傷口が早く乾くよう、収穫作業は晴天が続く時に行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病斑部は伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
--	--

いも類		
<p>一般事項</p> <p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター等の農機具の清掃を徹底する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害株又は発病株を発見した場合には、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 		
品目	指定有害動植物等	総合防除の内容
さつまいも	ナカジロシタバ	<p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼虫の齢期が進むと摂食量が多くなり、また、薬剤の効果が現れにくくなることから、ほ場の見回り等による早期発見に努め、若齢から中齢期までに薬剤散布等を行う。 ・葉裏に幼虫が生息していることから、薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。
	基腐病	<p>未発生地域の場合</p> <p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な種いも及び苗の使用を徹底する。 ・育苗を実施する場合には、苗床の土壌消毒を実施する。 ・採苗を実施する際には、地際部から5cm以上切り上げて採苗し、採苗当日に苗消毒を実施する。 ・農機具、長靴等を洗浄し、本指定有害動植物の侵入防止に努める。 <p>【判断、防除に関する措置】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発病株を確認した場合には、速やかに抜き取り、ほ場外に持ち出すとともに、周辺の株に薬剤散布を実施する。 発生地域の場合 【予防に関する措置】 ・本指定有害動植物が多発したほ場では、次期作のさつまいも栽培を控え、輪作等を実施する。 ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な種いも及び苗の使用を徹底する。 ・本指定有害動植物の未発生ほ場から、種いもを採取する。育苗を実施する場合には、苗床の土壌消毒を実施する。 ・苗床に本指定有害動植物の発生が確認された場合には、発病株を速やかに施設外に持ち出し、適切に処分する。 ・採苗を実施する際には、地際部から5 cm 以上切り上げて採苗し、採苗当日に苗消毒を実施する。 ・発生ほ場で使用した農業用資材又は農機具を別のほ場で使う場合には、消毒や洗浄を十分に実施する。 ・植付前には、ほ場の排水対策を徹底する。 ・早植え及び早掘りにより、被害が軽減できる傾向があることから、作型の変更を検討する。 ・作物残さ等が感染源となるため、収穫後は速やかに取り除くとともに、耕起等により、ほ場内に残った作物残さの分解促進を図る。 【判断、防除に関する措置】 ・ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・茎葉散布による防除を実施する場合には、葉よりも株元や茎に十分に薬液が付着するように散布する。 ・発病株を確認した場合には、速やかに抜き取り、ほ場外に持ち出すとともに、周辺の株に薬剤散布を実施する。 ・発生状況に応じて、土壌消毒を実施する。
さ と い も	アブラム シ類	<ul style="list-style-type: none"> 【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 【判断、防除に関する措置】

		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ば れ い し よ	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス病を媒介することから、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	疫病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な種いもを使用する。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・適正な施肥管理を実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・作物残さを適切に処分する。

○豆類

【一般事項】

【予防に関する措置】

- ・輪作又は田畑輪換を行う。特に、土壌伝染性の有害動植物が発生したほ場での連作は行わない。
- ・トラクター等の農機具の清掃を徹底する。
- ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、有害動物の密度を低下させる。
- ・タネバエ及び雑草対策として完熟堆肥を用い、未熟な堆肥や有機質肥料の使用

を避ける。

- ・有害動物(線虫)対策として、栽培予定ほ場で、作付け前に対抗植物を栽培する。
- ・初期生育の確保や土壌伝染性の有害植物の予防のため、高畝栽培や畝立と同時には種を行う。
- ・健全な種子(特にウイルス病に関しては無病株から採取した種子)を使用する。
- ・種子消毒を行う。
- ・作型や品種特性を考慮し、地域で栽培可能な抵抗性品種を利用する。
- ・適正な栽植密度では種する。また、は種後の鳥害回避のため、できるだけ大きな面積で一斉には種する。
- ・雑草の発生状況を確認し、中耕及び培土を適期に適正な回数行う。
- ・栽培終了後、作物残さを集めてほ場外で適切に処分する。または、トラクター等により深くすき込みを行う。

【判断、防除に関する措置】

- ・ウイルス病や土壌伝染性の有害植物の対策のため、発病株を発見次第、早期に抜き取ってほ場外に持ち出し、適切に処分する。
- ・生物農薬を活用する。
- ・除草剤の選択に当たっては、栽培方法に準じた適切な除草剤を選定し、発生状況に応じて適切に散布する。

品目	指定有害動植物等	総合防除の内容
だ い ず	吸実性カ メムシ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、発生密度の低下を図る。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が着莢部に十分付着するよう、丁寧に散布する。
	マメシンク イガ	【予防に関する措置】 ・連作を避ける。 ・収穫後に速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さをすき込む。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。
	紫斑病	【予防に関する措置】

	<ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な種子を使用する。 ・種子消毒を行う。 ・連作を避ける。 ・成熟後、速やかに収穫及び乾燥作業を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害茎葉を集めてほ場外に持ち出し、適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。
--	---

○茶		
一般事項		
【予防に関する措置】		
<ul style="list-style-type: none"> ・有害動植物の常発地域では、新植又は改植時に、該当する有害動植物に抵抗性が高い品種を導入する。 ・ツマグロアオカスミカメ等の有害動物への対策として、飛来及び増殖源となる園地内及びその周辺の雑草及び樹木を除去する。 ・炭疽病もち病等の有害植物への対策として、園地内に日陰が生じないように、周辺の樹木の伐採及び枝管理を適切に行う。 ・定植時及び幼木期には、各種資材、敷草等による畝間等のマルチングや機械除草により、適切な雑草の管理に努める。 		
【判断、防除に関する措置】		
<ul style="list-style-type: none"> ・園地内の有害動植物及び土着天敵の発生状況及び生態を観察し、防除の要否及び薬剤の選択の参考とする。 ・性フェロモン剤及び生物農薬を活用する。 		
品目	指定有害動植物等	総合防除の内容
ちや	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草及び雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等により新芽生育期の発生状況を把握し、萌芽期から開葉期までにおける防除適期を判断する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用

	<p>を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</p>
カイガラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常発地域では、新植又は改植する場合には、抵抗性が高い品種を利用する。 ・中切り更新することにより、寄生部を除去するとともに樹勢回復を図る。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄生枝の直接観察、粘着シート又は発生予察情報等により、防除適期である幼虫のふ化最盛期を把握し、適期の薬剤散布等を実施する。 ・ふ化期に茶の枝が常に濡れた状態になるよう、スプリンクラーで断続的に2週間程度散水し、ふ化阻害を図る。 ・卵が雌の介殻内にある産卵期や、幼虫が成長しロウ物質の介殻で覆われた後は、薬剤による防除適期ではなく、薬剤の効果が劣ることに留意する。 ・薬剤散布を行う場合には、幼虫のふ化を確認した後、薬液が樹冠下の枝条に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。
チャノホソガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における本指定有害動植物の発生時期を考慮し、早晚性の異なる品種の利用、整せん枝等を活用した作期移動等の耕種的手法を検討する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内又は近隣地域に設置された誘蛾灯又はフェロモントラップによる前世代の成虫誘殺状況の把握、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。 ・新葉や新芽の裏側をよく観察し、水滴状の卵が確認された場合には、薬剤の性質も考慮した防除を実施する。ただし、産卵は新葉及び新芽に行われ、幼虫は若葉を食害することから、摘採が近い場合には、摘採により除去することも可能である。 ・生物農薬を活用する。 ・摘採間近に三角巻葉等の発生が確認され始めた場合には、荒茶の中に虫糞が混入しないよう、できるだけ早く摘採する。

<p>チャノミドリヒメヨコバイ</p>	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物は新芽の茎に産卵するため、摘採、整せん枝、すそ刈り等により密度低減を図る。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、新芽生育期の発生状況を把握し、防除適期である萌芽期から開葉期までに薬剤散布等を実施する。 ・本指定有害動植物は卵を上位2又は3葉間の節間に多く産むことから、摘採により除去する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
<p>ハダニ類</p>	<p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・摘採前に発生が多い場合には、摘採を早めて被害の軽減に努める。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・天敵農薬を活用する。 ・多発した園地では、秋整枝後の休眠前又は休眠明けに薬剤散布等を実施する。 ・薬液が付着しにくい葉裏に寄生するため、薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏及び裾部に十分付着するよう、丁寧に散布する。(カンザワハダニ) ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
<p>ハマキムシ類</p>	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で広域に交信かく乱剤を使用する。また、効果確認のためのモニタートラップを設置し、必要に応じて幼虫期を対象とした補完防除を実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内又は近隣地域に設置された誘蛾灯や、フェロモントラップ

	<p>ブによる前世代の成虫誘殺状況の把握、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
炭疽病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常発地域では、新植又は改植する場合には、抵抗性が高い品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・園地内に日陰が生じないように、周辺の樹木の伐採及び枝管理を適切に行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整枝及びせん定により、発病葉を除去するとともに、日当たり及び風通しを良くする。 ・発生予察情報の確認や園地の見回りに基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

花き
<p>一般事項</p> <p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害動植物に強い品種又は抵抗性が高い品種を選択する。 ・健全な苗(親株)を使用する。また、苗(親株)を購入する場合には、一定期間育苗し、有害動植物の発生の有無を確認することが望ましい。 ・育苗においては、有害動植物に汚染されていない培土及び資材を用いる。 ・育苗施設や育苗ほ場への有害動物の侵入を防止するため、防虫ネットの設置等を行う。 ・作物の栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水田と輪作を行っているようなほ場では排水が悪いことから、高畝又はほ場周辺に溝を設置する等の排水対策を実施する。 ・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする有害動物の発生を抑制するために、ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。

- ・性フェロモン剤による交信かく乱、防蛾灯の夜間点灯、ほ場全体への防虫ネットの展張等により、ほ場内への有害動物の侵入を防止する。
- ・必要に応じて土壌診断を行い、診断結果を参考にして適正な施肥を行うとともに腐植含量を高めるように努め、栽培に適した土作りを行う。
- ・土壌伝染性の有害植物や有害動物(線虫)の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒(土壌還元消毒、太陽熱消毒及び有害動物(線虫)の抑制効果のある緑肥の活用を含む。)を行う。
- ・ウイルス病やウイロイド病、細菌病の発生が懸念される場合には、媒介しないようにはさみ等の農業用資材の消毒等を行う。前作において有害植物が発生したほ場においても、必要に応じて農業用資材を消毒する。
- ・越年株等は有害動植物の越冬源となることから、必要に応じて防除対策を取る。

【判断、防除に関する措置】

- ・生育初期において有害植物の多発生が予測される場合には、予防効果のある薬剤を散布する。
- ・発病部位を速やかに除去し、土中に埋める等適切に処分する。特に、ウイルス病、ウイロイド病等の防除が困難な有害植物の発病株を発見した場合には、早急に抜き取り、ほ場外で土中に埋める等適切に処分する。
- ・熊本県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ・土着天敵の発生が認められる場合には、土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。
- ・生物農薬を活用する。

品目	指定有害動植物等	総合防除の内容
きく	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・ほ場内への本指定有害動植物の侵入を防止するため、ほ場全体(施設栽培では開口部)を防虫ネットにより被覆する。赤色系ネットを使用すると侵入防止効果が高まる。 ・施設栽培では、発生抑制のため、紫外線除去フィルムを使用する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、本指定有害動植物の施設内への侵入を防止する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 <p>【判断、防除に関する措置】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・ほ場内への本指定有害動植物の侵入を防止するため、ほ場全体(施設栽培では開口部)を防虫ネットにより被覆する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・苗を介したほ場への持込みを防止する。 ・施設内温度が高いほど本指定有害動植物の増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。 ・施設栽培において多発した場合には、改植時に施設内の作物残さを全て除去し、7日から10日間程度密閉し、蒸込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・施設栽培では、くん煙剤の使用も有効である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
白さび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な親株を用いる。 ・抵抗性品種を使用する。 ・株元へのかん水を実施する。 ・施設栽培では、施設内が多湿にならないよう、不要な下葉や脇芽を除去し、密植を避け、換気を実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ほ場の見回り等による初期発生の把握に努め、発生初期から定期的に薬剤散布を実施する。 ・薬剤耐性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

〇いぐさ	
指定有害動植物等	総合防除の内容
イグサ ンムシガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全苗を使用する。 ・産卵及び孵化幼虫の食入を防止するため、発蛾最盛時(5～6月)に5cm以上の深水管理を行う。 ・収穫後は早期に耕起する。また、けい畔及び休耕地等の雑草の防除に努める。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八月苗で越冬した幼虫が翌年の発生源となるため、八月苗床の防除を行う。 ・株分け時に食入茎を丁寧に取り除く。 ・長茎を加害する幼虫の被害が大きいため、発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

4. 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

法第22条の3第2項第3号に基づき、異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項を以下のとおり定める。

(1) 異常発生時防除の内容

法第24条第1項に基づき、指定有害動植物が異常な水準で発生し、急激なまん延を防止するため特に必要があると農林水産大臣が認めた場合(「異常発生時」)に、速やかに異常発生時防除を実施できるよう、防除の内容を定める。

なお、指定有害動植物等をまん延の様式(分散方式、飛翔性、有害植物の風・水媒伝染等)の違いにより分類して記載した。

指定有害動植物のうち有害動物

まん延の様式	指定有害動植物の例	異常発生時防除の内容
一般事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理(雑草の防除、土壌消毒等)を徹底する。
自然分散	(短距離飛翔性) ・野菜等のアザミウマ類	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理(雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等)を徹底する。
	(長距離飛翔性) ・ハスモンヨトウ	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。
	歩行性 ・いねのスクミリンゴガイ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみでほ場及び水路内の成貝の捕殺を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

			・次期作に向け、地域ぐるみでのほ場内及びその周辺の管理(冬季の耕起、泥上げ等)を徹底する。
人為分散	土壌	・ばれいしよのジャガイモシストセンチュウ	・発生ほ場への人の立入りの制限を徹底する。 ・発生ほ場と未発生ほ場との人、農機具等の移動の制限を徹底する。 ・農機具、長靴等の洗浄を徹底する。 ・地域ぐるみで土壌消毒を実施する。 ・次期作に寄主植物の作付けを行わない。
	種苗	・かきのカイガラムシ類	・地域又はほ場を越えた種苗の譲渡又は移動の制限を徹底する。 ・早期収穫及び未熟寄生果の除去を実施する。 ・発生部位や発生株の除去、被害樹の伐採等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

指定有害動植物のうち有害植物

まん延の様式	指定有害動植物の例	異常発生時防除の内容
一般事項	-	・早期収穫する。 ・発病株や発病果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、ほ場外での発病株のすき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理(土壌消毒等)や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。
自然分散	風・水媒伝染	・地域全体で、発病枝、発病葉、発病果等を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切な処分を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、園地の防風・排水対策を地域ぐるみで実施する。
	虫媒伝染	・トマトの黄化葉巻病 ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に指定有害動植物を媒介する有害動物の寄生部位を残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・指定有害動植物を媒介する有害動物に対して、化学農

			薬による防除を地域一斉に実施する。
人為分散	土壌伝染	・いねの稲こうじ病	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・化学農薬による防除(土壌消毒を含む。)を地域一斉に実施する。 ・次期作に宿主植物の作付けを行わない。
	種苗伝染	・さつまいもの基腐病	<ul style="list-style-type: none"> ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、植物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・化学農薬による防除(土壌消毒を含む。)を地域一斉に実施する。 ・次期作に宿主植物の作付けを行わない。 ・健全な種苗の確保及び使用を徹底する。

(2) 異常発生時防除の実施体制

県

(ア) 農業技術課

農林水産大臣の異常発生時防除に係る指示を受けた後、県関係機関、市町村、関係団体と、当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を協議のうえ定め、速やかに告示する。

(イ) 病虫害防除所

県内全域の当該指定有害動植物の発生状況の把握に努めるとともに、県内農業者等に対する防除対策の周知と防除指導を行う。

(ウ) 農業普及・振興課

管内の当該指定有害動植物の発生状況の把握に努めるとともに、管内農業者等に対する防除対策の周知と防除指導を行う。

(エ) 農業研究センター

病虫害防除所や農業普及・振興課が行う当該指定有害動植物の防除指導について、助言を行う。

市町村

県が行う当該指定有害動植物の発生状況調査に協力するとともに、農業者および住民に対して、異常発生時防除の情報について周知を行う。

農業関係団体

(ア) 農業協同組合

県が行う当該指定有害動植物の発生状況調査に協力するとともに、農

業者に対して、異常発生時防除の情報についての周知ならびに防除指導を行う。

(イ) J A 熊本中央会

農業協同組合に対して、異常発生時防除の情報についての周知を行う。

(ウ) J A 熊本経済連、県農薬卸商業協同組合、県農薬販売協議会等

防除に必要な資材の確保に努める。

5. 指定有害動植物等の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

(1) 推進体制

本県における効果的な病虫害防除を推進するため、県関係機関（農業技術課、病虫害防除所、農業普及・振興課、農業研究センター）、市町村及び関係団体（農業協同組合、JA熊本中央会、JA熊本経済連、県農薬卸商業協同組合、県農薬販売協議会、県農業共済組合等）は（2）の役割のもと、相互に密接な連携を図るものとする。

(2) 県関係機関、市町村、関係団体の役割

県関係機関

県関係機関は、本県における効果的な病虫害の防除を図るため、相互に情報を共有し病虫害の発生状況を的確に把握するとともに、発生予察情報等の提供は発生状況に応じて速やかに行い、関係機関が連携し農業者等に適時・適切な防除指導等を行う。

なお、情報等の迅速な提供のため、ICT（情報通信技術：電子メール等）やプレスリリース、県庁ホームページの活用を積極的に行う。

市町村

市町村は、県の策定する総合防除計画の内容等を農業者に周知し、市町村区域内における効果的な病虫害防除を推進する。

関係団体

関係団体は、県や市町村と連携し効果的な病虫害防除の推進に協力するとともに、必要に応じ農業者等への指導・助言を行う。

6 . その他必要な事項

(1) 関係法令等

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）

植物防疫法施行規則（昭和 26 年 2 月 27 日農林省令第 7 号）

指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（令和 4 年 11 月 15 日農林水産省告示第 1862 号）

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）